



新居浜市より事業者のみなさまへ

協力金 日額 2.5万円～ 応援金 最大 20万円 申請のお知らせ

新居浜市は新型コロナウイルス感染対策で営業時間短縮の要請に応じた飲食店に対する「時短協力金」の申請を受け付けています。
また、営業時間短縮要請対象店舗以外の事業者へも感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援する「えひめ版応援金」の申請も同時に受け付けます。



※切せまる！

愛媛県からの営業時間短縮要請に協力した新居浜市内の酒類を提供している飲食店の方へ

営業時間短縮要請等協力金の申請期限は **7月16日【金】**です。

(当日消印有効)

要請期間

第①弾 令和3年4月26日【月】～令和3年5月19日【水】
第②弾 令和3年5月20日【木】～令和3年5月31日【月】

給付額

日額 **2.5万円～**
※1店舗につき1回限りです

給付対象店舗

個人又は法律の規定で法人格を認められているもの(事業者)が経営している新居浜市内の店舗で、次の全てに該当するもの。

- 令和3年4月26日～5月31日までの全ての期間が含まれている食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の飲食店営業許可を受けている店舗
- 通常営業時20:30以降から翌日11:00までの間に酒類の提供を行っている店舗
- 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗
- 各要請期間の全てで営業時間短縮または休業を実施していた店舗

問い合わせ

新居浜市役所緊急経済対策室
協力金担当

受付時間／9:00～17:00【土日祝日を除く】

TEL. **66-7179**

新居浜市 時短要請 協力金

検索

令和3年1月から5月までの売上が30%以上減少した方へ

新居浜市えひめ版応援金の申請期限は **8月31日【火】**です。

(当日消印有効)

給付額

法人 **20万円** 個人事業主 **10万円** ※

※ただし、次の①、②に該当する個人事業主の場合は20万円とします。

- 主たる事業が日本標準産業分類(中分類)における農業、漁業、食料品製造業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業及びその他卸売業で、日常的に飲食店と取引がある。
- 新居浜市プレミアム付き地域応援券事業の店舗登録を行わない。

給付対象者

令和3年5月1日時点で新居浜市内に本社・本店を有する中小企業者等又は新居浜市内に住所を有する個人事業主。

給付要件

以下のいずれも満たすこと。

- 令和3年1月から5月までのいずれかの月の事業収入(売上)が、平成31年(令和元年)又は令和2年同月と比較して30%以上減少していること。
- 1.で売上減少を比較した、令和元年(平成31年)又は令和2年の月の事業収入(売上)を含む年間売上が、法人の場合240万円以上、個人事業主の場合120万円以上であること。
- 厳しい経営環境を乗り越え、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組んでいること。
- 応援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。

ただし、「営業時間短縮要請等協力金」の対象者や、国の「一時支援金」や「月次支援金」を受給した事業者である場合などは、給付対象外となります。

問い合わせ

新居浜市役所緊急経済対策室
応援金担当

受付時間／9:00～17:00【土日祝日を除く】

TEL. **66-7180**

新居浜市 えひめ版応援金

検索